

内閣参質一九二第六九号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出「かかりつけ医」以外を受診した場合の定額負担に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

(

(

参議院議員牧山ひろえ君提出「かかりつけ医」以外を受診した場合の定額負担に関する質問に対する

### 答弁書

#### 一、三及び四について

お尋ねは、財政制度等審議会財政制度分科会（平成二十八年十月四日）の「かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入」についての資料に関するものであると考えるが、当該資料は具体的な制度設計を明らかにするものではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

#### 二について

御指摘の「同附則の規定」は、国民に必要な医療を保障するという公的医療保険制度の役割に鑑み、公的医療保険制度における被保険者及びその被扶養者の一部負担金の負担割合が三割を超えないようすることを規定したものである。

○

○